

個人住民税

(県民税・市町民税)

特別徴収の事務手引き

広島県・広島県内全市町

目 次

個人住民税について	1
個人住民税の特別徴収のしくみ	1
1 給与支払報告書の提出	2
2 特別徴収義務者の指定	6
3 特別徴収の対象になる従業員	6
4 特別徴収税額の通知	6
5 特別徴収税額为天引き	7
6 特別徴収税額の納入	7
7 特別徴収税額に変更があった場合	7
8 従業員が退職等で異動した場合の手続	8
9 異動届出書の提出	9
10 異動翌月以降の特別徴収税額の一括徴収	9
11 新たに特別徴収する場合（普通徴収からの切替）	9
12 事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合	10
13 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収	10
＜e L T A X（エルタックス／電子申告）について＞	11
＜各種届出書等の様式＞	12
＜各種届出書等の記載例＞	14
＜県内市町で納入可能な金融機関一覧＞	16
＜個人住民税に関するお問い合わせ先＞	17
＜「個人住民税の特別徴収」に関するQ&A＞	別冊

個人住民税について

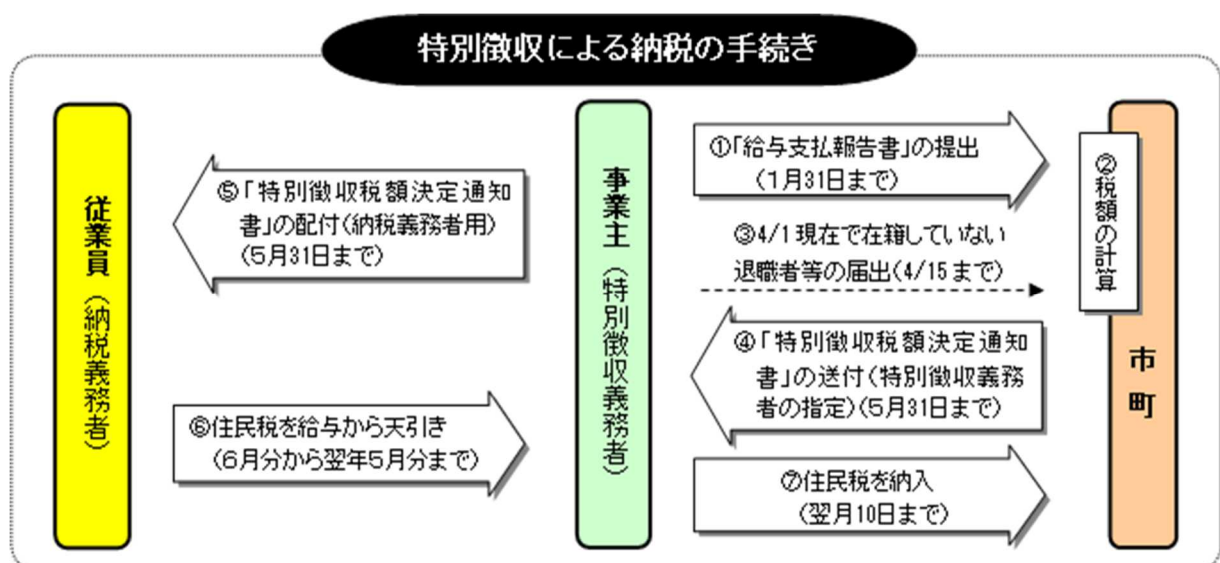
県や市町などの地方公共団体は、私たちが豊かで健康な暮らしができるよう、福祉・教育・消防・ごみ・公園・道路等日々の生活の広い範囲にわたり様々な仕事をしています。

個人住民税は、私たちの日常生活に身近な関わりを持つ仕事のための費用を、住民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、言わば住民として暮らしていくために負担しなければならない会費のようなものとも言えます。

個人住民税とは、市町内に住所を有する個人に課税される県民税及び市町民税をあわせたもので、一括して市町が課税し徴収しています。

個人住民税の特別徴収の仕組み

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、従業員の住所地の市町へ納入していただく制度で、法令で義務づけられています。（地方税法第 321 条の 4）



1 給与支払報告書の提出



1月1日現在において所得税の源泉徴収義務者である事業主（給与支払者）は、個人・法人を問わず、原則、前年中に給与（給料・賃金、賞与、俸給など）を支払ったすべての者（給与所得者）について、給与所得者が1月1日時点でお住まいの市町長に提出しなければならないとされています。（地方税法第317条の6）

◎ 退職者、短期雇用者、アルバイト、パート、役員など給与をお支払いになったすべての方について給与支払報告書を提出していただくようお願いします。

なお、給与支払報告書の提出の際はぜひe L T A X（エルタックス）をご利用ください（11ページ参照）。

(1) 提出先市町

給与支払報告書は、給与所得者（従業員等）の給与を支払った年の翌年1月1日現在における住所地の各市町に提出してください。

中途退職者については、退職時の住所地の各市町に提出をお願いします。

(2) 提出対象者

前年中1月から12月までに給与等を支払った方全員について提出してください。

※ 給与支払額が2,000万円を超え年末調整を行わない方や、個人で税務署へ確定申告される方についても給与支払報告書の提出が必要です。

(3) 提出期限

給与支払報告書の提出期限は、毎年1月31日です。

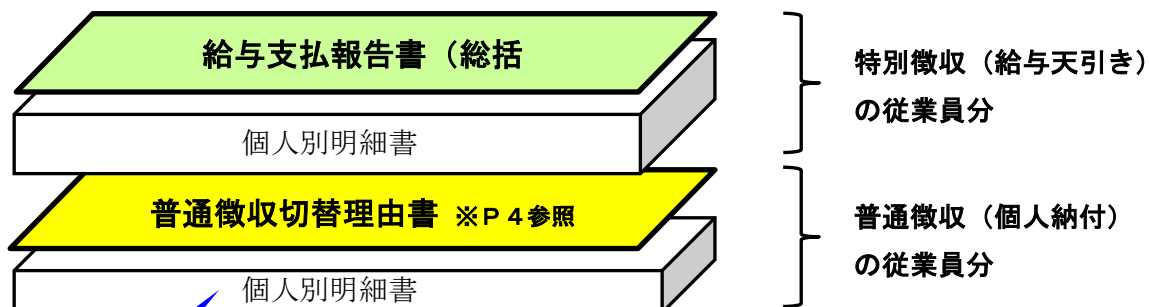
受付は随時行っています。期限直前は混み合いますので、早めの提出にご協力ください。

(4) 広島県内市町の提出先及び問い合わせ先

17ページをご参照ください。

<給与支払報告書のつづり方>

給与支払報告書を提出される際は、次のとおり仕分けていただくようお願いします。



※ 摘要欄に普通徴収該当理由（記号及び略号）を必ず記入してください！
摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。詳しくは4ページをご覧ください。

＜給与支払報告書（総括表）の記入について＞

給与支払報告書（総括表）＜市町によって様式が異なります＞

※ この様式は、県のホームページでもダウンロードできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/15/tokubetuchoshuu.html>

令和 年度（ 年分）給与支払報告書（総括表）										＜1月31日までに提出してください。＞	
〇〇〇市町長 宛										指 定 番 号	
令和 年 月 日提出											
給与支払者の 個人番号又は法人番号										(右詰で記載)	
給 与 支 払 者										受 給 者 総 人 員 (他市町分も含む)	
所 在 地										〇 〇 市 町 へ の 報 告 人 員	
(フリガナ)										①給与より 特別徴収 する人数	
名 称										②普通徴収 切替理由書に 記載した人数	
給与支払者が 法人である場合の 代表の氏名										合 計 (①+②)	
連 絡 者 の 氏 名 及 び 電 話 番 号										給与の支払方法 及びその期日	
課 係 氏 名										新規採用や中途入 社がいる場合、その 人の前職分の給与 は含んでいますか？	
(電話)										はい・いいえ	
税理士事務所等 の名称・電話番号										摘要欄にその旨の記 載はありますか？	
(電話)										はい・いいえ	
										所 属 税 務 署 名	

※ 普通徴収とする場合は、「普通徴収切替理由書」の提出が必要です。
切替理由書の提出がない場合又は切替理由書に該当する理由がない場合は、特別徴収となります。

◆ 受給者総人員（①）

給与を支払った年の翌年1月1日現在で給与の支払いを受けている者の総人員（前年中の退職者を除く。）を記入してください。

※ 広島県外の受給者も含めた総人員になります。

◆ 報告人員（②）

各市町への給与支払報告書を提出する人員（退職者を含む。）を延べ人数で記入してください。

※ 個人別明細書の枚数と報告人員の数が一致するか確認してください。

◆ 訂正が生じた場合

提出後に内容の訂正が生じた場合は、総括表及び個人別明細書の摘要欄に「訂正分」と朱書きして、再度提出してください。

<普通徴収切替理由書について>

次の「A退職等」～「D乙欄」の特別徴収できない理由に該当する方がいる場合は、
①必ず「普通徴収切替理由書」に人数を記入し、②個人別明細書の摘要欄に特別徴収できない理由の記号及び略号を記入してご提出ください。

⇒ 次ページに記入例があります

※ 個人別明細書の摘要欄に「記号」及び「略号」の記載がない場合は、すべて特別徴収として取り扱います。ただし、記号「A」の退職者等や記号「D」の乙欄該当者の場合は、個人別明細書の該当箇所に記載があれば、摘要欄への普通徴収該当理由の記入を省略できます。

◎ 特別徴収できない理由

記号	略号	理 由	内 容
A	退職等	退職者・5月末日までに退職予定の方 (休職者を含む)	退職された方又は5月31日までに退職予定の方(休職等により4月1日現在で給与の支払いを受けていない方を含みます。)
B	少額	給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方	毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない方
C	不定期	給与が毎月支給されない方(不定期支給)	給与の支払いが2か月1回や年間4回など、不規則である方(パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員等であっても、毎月支給がある方は特別徴収となります。)
D	乙欄	他の事業主から特別徴収されている方 (乙欄該当者)	他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方【給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町で取扱いが異なる場合があります。】

※ 一部の市町では、当面、従業員2人以下の事業所は普通徴収とされる場合があります。

普通徴収切替理由書<市町によって様式が異なることがあります>

令和 年 月 日

普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)

_____ 市町長 宛

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方 (休職者を含む。)	A	退職等	人
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方	B	少額	人
給与が毎月支給されない方(不定期支給)	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方(乙欄該当者)	D	乙欄	人
普通徴収対象者 合計人数			人

⚠ 該当がある場合は、**個人別明細書の摘要欄に、上記A～Dの記号と略号を必ず記入してください。**(右記留意事項2参照)

※ この様式は、県のホームページでもダウンロードできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/15/tokubetuchoshuu.html>

<普通徴収切替理由書及び給与支払報告書（個人別明細書）摘要欄の記入例>

① 普通徴収切替理由書<記入例>

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

市町長 宛

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は次のとおりです。

普通徴収切替理由	記号	略号	人数
退職者・5月末日までに退職予定の方 （休職者を含む。）	A	退職等	1 人
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方	B	少額	3 人
給与が毎月支給されない方（不定期支給）	C	不定期	人
他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）	D	乙欄	1 人
普通徴収対象者 合計人数			5 人

普通徴収（個人納付）となる理由（A～D）ごとの人数を記入してください。

！ 該当がある場合は、個人別明細書の摘要欄に、上記A～Dの記号と略号を必ず記入してください。（右記留意事項2参照）

② 給与支払報告書（個人別明細書）<記入例>

③〇 ※ 種別 ※ 整理番号 ※

※ 区分

支払を受ける者 住所

(受給者番号)
(個人番号)

(役職名)
(フリガナ)
氏名

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	内 千 円	千 円 内	千 円 内	千 円

控除対象配偶者		配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)			16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数
有	従有	千 円	特定	老人	その他	人	特別	その他	人
			人 従有	人 従有	人 従有	人	人	人	人

(摘要)

「C 不定期」

普通徴収該当理由の「記号」及び「略号」を、各従業員の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず記入してください。 <例>「C不定期」

未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦
					特別	その他

※ 上記の①と②（摘要欄に「記号」と「略号」が記入されたもの）の提出がない場合は、すべて特別徴収の対象となります。

※ e L T A X（エルタックス）による場合は、11ページをご覧ください。

2 特別徴収義務者の指定



従業員に給与の支払をする事業主（給与支払者）のうち、所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市町から特別徴収義務者として指定され、従業員の個人住民税を特別徴収（給与天引き）していただくこととなります。

（地方税法第321条の4及び第328条の5第1項）

事業主や従業員の希望で、特別徴収（給与天引き）か、普通徴収（個人納付）かを選択することはできません。

＜普通徴収（個人納付）とは＞

市町から送付される納税通知書で個人が納付する方法です。年4回に分けて納付していただくことになっています。

3 特別徴収の対象になる従業員

前年中（1月1日～12月31日）に給与の支払いを受けており、当年4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている方。

（注1） パート、アルバイト、役員等を含むすべての従業員から特別徴収（給与天引き）する必要があります。

（注2） 前年中に他の事業主から給与の支払いを受けた方も、4月1日に在職する場合は特別徴収（給与天引き）が必要です。

4 特別徴収税額の通知



市町は、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）に毎年5月31日までに「給与所得等に係る市（町）民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等を送付します。

○ 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者である事業主（給与支払者）の納入すべき特別徴収税額の月別合計金額が記載されています。

従業員（納税義務者）の特別徴収税額の明細を記載していますので、5年間大切に保管してください。

○ 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用） **従業員（納税義務者）にお渡しください。**

従業員（納税義務者）に個人住民税の特別徴収税額を通知するためのものです。個人のプライバシーに関するものですので、その取扱いに際しては、細心の注意を払うことにご留意ください。

○ 納入書（月ごとに1枚、計12枚） ※枚数等は市町により異なります。

○ 特別徴収関係書類（しおり、手引きなど市町により名称は異なります。）

5 特別徴収税額の天引き



「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、各従業員（納税義務者）の特別徴収税額が記載されていますので、6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給与の支払いの際に当月分の月割額を天引きしてください。なお、初回の月割額は、端数処理等の取扱いにより、他の月分の月割額と異なることがあります。

6 特別徴収税額の納入



特別徴収（給与天引き）した個人住民税の月割額の合計額は、徴収した月の翌月10日までに同封の「納入書」によって納入してください。ただし、翌月10日が土・日曜日又は祝日の場合は、その翌日が納期限となります。（地方税法第321条の5）

なお、中国5県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、各市町で発行する「郵便局指定通知書」が必要になります。

納期の特例（年2回の納入）

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、申請により市町長の承認を受けることにより、毎月の納入から年2回（6月から11月までの分を12月10日までに、12月から翌年5月までの分を6月10日までに）の納入に変更することができます。

（地方税法第321条の5の2）

※「常時10人未満」かどうかは、繁忙期など一時的に雇用する者を除く従業員の数で判断します。

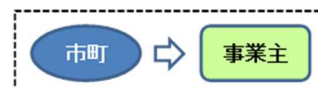
※この特例は「納期」に関する特例ですので、従業員の給与からは毎月天引きしてください。

※当該市町の徴収金の滞納があり、納入に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、申請が認められない場合があります。

※承認後、給与の支払いを受ける者が常時10人未満でなくなった場合には、遅滞なくその旨及び必要な事項を記載した届出書を市町長に提出しなければなりません。

※納期の特例申請書の様式は、12ページをご参照ください。

7 特別徴収税額に変更があった場合



特別徴収税額を通知した後、従業員（納税義務者）による期限後申告や事業主（特別徴収義務者）による給与支払報告書の訂正等により税額に変更が生じたときは、「特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」により、変更後の特別徴収税額を通知します。この場合は、変更後の通知によって以後の月割額を天引きの上、納入してください。

なお、納め過ぎの場合は還付又は翌月納入分で調整します。

8 従業員が退職等で異動した場合の手続

従業員（納税義務者）が退職・転勤等により、給与の支払いを受けなくなった場合は、次の手続が必要です。

異動事由 時期 手続等	退職・休職など		転勤 (転職含む)
	6月1日～12月31日 の異動	1月1日～4月30日 の異動（※）	
異動届出書 の提出 P 9 の 9 参照 事業主 ⇨ 市町	異動した月の翌月10日まで 異動届出書様式のうち、「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄、「控除社会保険料額」欄、「一括徴収」欄にも必要事項をご記入ください。		
	—	毎年1月1日以後に他市町へ転出した場合は、転出先住所地の市町へも異動届出書を提出してください。	転勤先の給与担当者に連絡の上、「新しい給与支払者（特別徴収義務者）」欄に転勤先を記入してください。
異動翌月以降 の月割額 の天引き方法 事業主 ⇨ 従業員	退職者からの申出がない場合は 天引き不要 (普通徴収に切替) 従業員に改めて通知し、従業員に直接納付していただきます。	退職時に一括徴収 P 9 の10参照 給与又は退職手当等の支払の際に一括して天引きしていただきます。	転勤先にて 特別徴収を継続 転勤先の事業主において、引き続き天引きをしていただきます。
	従業員の申出があれば、一括徴収してください。	退職後、5月31日までに支払予定の給与及び退職手当等の合計額を超える残税額がある場合に限り、普通徴収（個人納付）への切り替えとなります。	転勤先の事業主に対して、必ず「月割額」及び「何月分から天引きするか」等を連絡してください。
退職手当等 に対する税額 P 10 の13参照	退職手当等の支払いの際に天引きして、 退職した年の1月1日現在に従業員が居住する市町に納入 (天引きした翌月10日までに)		

(※) 5月1日から5月31日までの間に異動された場合も、異動届出書の提出が必要となります。

ご注意ください！

異動届出書の提出がないと、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）の特別徴収義務は継続され、納入がない場合は、督促状等をお送りすることがありますのでご注意ください。

9 異動届出書の提出



従業員（納税義務者）が退職、休職、転勤等により給与の支払いを受けなくなった場合は、特別徴収義務者である事業主（給与支払者）は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに各市町へ提出しなければなりません。（地方税法施行規則第9条の5）

この届出書の提出が遅れると、市町における切替事務処理が遅れることとなり、従業員（納税義務者）本人への納税通知書の送付が遅れて一度に多額の税額を納付しなければならなくなったり、事業主宛に督促状等が送付されたりするおそれがありますので、ご注意ください。

なお、異動届出書は、非課税（徴収すべき税額がゼロ）の従業員や個人住民税を既に納入済みの従業員についても、異動があった場合には提出が必要になります。

10 異動翌月以降の特別徴収税額の一括徴収



従業員（納税義務者）が退職、休職、転職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、次のとおり異動翌月以降の月割額の未徴収額を、給与又は退職手当等からまとめて天引きしていただきます。

（注） 死亡退職の場合や未徴収税額が5月31日までの給与・退職手当等の合計額を超える場合は、一括徴収ができません。なお、一括徴収制度は、退職後の納税の負担等を考慮して設けられた制度ですので、趣旨をご理解いただき、従業員（納税義務者）には一括徴収を勧奨していただきますようご協力をお願いします。

① 6月1日から12月31日までの異動の場合

従業員（納税義務者）からの申出がある場合は、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

② 1月1日から4月30日までの異動の場合

従業員からの申出にかかわらず、未徴収税額をまとめて給与から天引きしていただきます。

一括徴収された税額は、翌月10日までに、他の従業員（納税義務者）の特別徴収税額とあわせて納入していただきます。

11 新たに普通徴収から特別徴収にする場合



毎年4月1日現在の在職者は特別徴収が義務付けられていますが、4月2日以後に雇用された従業員についても、年度途中で特別徴収に切り替えることができます。

特別徴収に切り替える場合には、「特別徴収に係る給与所得者新規申出書」をご提出ください。

特別徴収に係る給与所得者新規申出書の様式は、13ページをご参照ください。

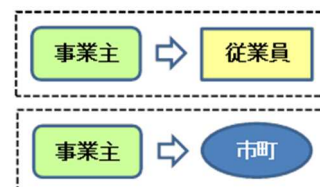
12 事業主の所在地等に変更があった場合



事業主（特別徴収義務者）の所在地等に変更があった場合には、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」をご提出ください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書の様式は、13ページをご参照ください。

13 退職手当等に係る個人住民税の特別徴収



退職手当等に関する個人住民税は、所得税と同様に他の所得とは分離して計算し、所得税の源泉徴収とあわせて、退職手当等から天引きし、納入していただきます。

納入していただく市町は、退職手当等の支払いを受けるべき日（通常は退職日）の属する年の1月1日現在における住所地の市町です。

<退職所得に係る住民税額の計算方法>

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

1 退職所得の金額

(1) 退職所得の金額＝（退職手当等の支払額－退職所得控除額）×1/2（※1）
（1,000円未満の端数切り捨て）

(2) 退職所得控除額の計算（※2）

① 勤続年数が20年以下の場合

40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

② 勤続年数が20年を超える場合

800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※1 勤続年数5年以内の法人役員等については「1／2」は適用されません。

※2 退職手当等の支払いを受ける者が在職中に障害者に該当することになり退職した場合は、上記①又は②の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

2 特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、市町民税：6％と県民税：4％を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に、100円未満の端数がある場合は、それぞれの端数を切り捨てます。

3 納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額など所要事項を退職所得に係る「市町民税・県民税納入申告書」（市町により様式は異なります。）に記載し、その申告書を徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市町長に提出し、申告した税額を同日までに納入書により納入してください。

< e L T A X（エルタックス／電子申告）について

給与支払報告書の提出は、ぜひ e L T A X（エルタックス／電子申告）をご利用ください。

令和3年1月1日以降に提出する給与支払報告書について、前々年の税務署への源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の事業所については、市町に提出する給与支払報告書を e L T A X（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等により提出することが義務付けられました。

< e L T A Xによる提出>

e L T A Xを利用し、インターネットを通じて給与支払報告書等を提出する場合は事前の準備と登録等の手続きが必要です。

【e L T A Xに関するお問い合わせ先】

電話 0570-081459 ホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>

< 電子データによる提出時のお願い>

- 提出の際は、なるべく早めの提出にご協力ください。
(データ不備の場合、再提出をお願いする場合があります。)
- e L T A X又は光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合、普通徴収切替理由書の提出は省略できますが、特別徴収できない方については、お使いの法定調書作成ソフトで住民税徴収方法を「普通徴収」で登録し、必ず、摘要の項目に該当する記号(A～D)及び略号(4ページの普通徴収切替理由書の記載内容を参照)を入力いただきますようお願いいたします。記号及び略号の入力がない場合は、特別徴収対象者として取り扱います。

< 参考> P C d e s k（e L T A X対応無料ソフトウェア）を使用した場合の個人別明細書の入力画面（例）

※ ご使用されている法定調書作成ソフトによって、画面は異なります。

<各種届出書等の様式>

次の様式は標準様式であり、一部の県内市町の様式と体裁が若干異なる場合がありますが、県内すべての市町に提出することができます。

なお、これらの様式は広島県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。

〇 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

市町村民税 給与支払報告 県民税 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
市町村長宛		所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号			
令和 年 月 日提出		フリガナ		宛 名 番 号			
		氏名又は名称		担 連 所 属 当 格 氏 名			
		個人番号 又は法人番号		者 先 電 話	内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ			異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	
	氏 名						
	生年月日	年 月 日					
	個人番号						
	受給者番号						
1月1日 現在の住所							
異動後の 住 所							
① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)				新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新 特 別 徴 収 義 務 者	特別徴収義務 者	〒	(新規) 法 人 番 号	所 属 氏 名			
	所 在 地		担 当 者 連 絡 先	電 話	受 給 者 番 号		
	フリガナ				納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	氏名又は名称				1. 必要 2. 不要		
② 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。			
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)				
		月 日	円				
③ 普通徴収(本人が納付)の場合				※市町村記入欄			
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため						

【提出先】〇〇市役所・〇〇町役場〇〇部〇〇課〇〇係 (〒〇〇〇〇-〇〇〇 △△市 (町) △△△丁目△番△号 電話: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

〇 市町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての申請書

市町村民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例についての申請書		令和 年 月 日提出
〇〇市町長宛	申請者	住所又は 所在地 氏 名 又は 法人の名称
		電話 番 号
		法 人 番 号
		特別徴収義務者 指 定 番 号 ※市町ごとに異なります。
地方税法第321条の5の2及び各市町の条例の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。		
特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月分以降の納期に係る市町村民税・県民税特別徴収税額	円
申請の日前5ヶ月間の各月の給与の支払を受ける者の数及び各月の給与の支払い金額の合計 (臨時雇用している者については()内に外書きで記入してください)	年 月 (人) (円) 円	年 月 (人) (円) 円
	年 月 (人) (円) 円	年 月 (人) (円) 円
	年 月 (人) (円) 円	年 月 (人) (円) 円
(一) 現に市町村民税の滞納があり又は最近において著しい納入遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細 (二) 申請の日前1ヶ年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日		

〇 市町民税・県民税 特別徴収に係る給与所得者新規申出書

特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 新 規 申 出 書					※ 市 町 記 入 欄		
〇〇市町長 宛 令和 年 月 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所又は所在地	〒	特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町ごとに異な ります。	
			氏名又は 法人の名称及び 代表者の職氏名印		法 人 番 号		
					連絡者の 所属 氏名	氏名	
					電話番号	電話	
給 与 所 得 者	フリガナ	左記の給与所得者（納税義務者）について、 月分（ 年 月 日納期限分）から 特別徴収を希望します。					
	氏 名						
	現 住 所						
	1月1日の住所	新 規 の 理 由 1 令和 年 月 日に入社したため (給与支払開始日：令和 年 月 日) 2 その他（具体的に） _____ _____					
	生 年 月 日						明・大・昭・平 年 月 日
	普通徴収通知書番号						
	年 税 額						円
普通徴収納付済額	円 (第 期分まで)	特別徴収用納入書	要 ・ 不 要				
					※ 市 町 記 入 欄		

〇 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書				※市町記入欄		
〇〇市町長 宛 令和 年 月 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所又は所在地	〒 ※届出時点での所在地・名称を記入してください。		
			氏名又は 法人の名称及び代 表者の職氏名		特別徴収義務者 指 定 番 号	※市町ごと に異なります。
					法人番号	
					連絡先の 所属 氏名	氏名
			電話番号	電話	— —	
◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。						
		変更年月日		令和 年 月 日		
事 項	変 更 前 (旧)		※ 変更項目のみ記入してください。		変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ						
所 在 地 (送 付 先)	〒		〒			
フリガナ						
名 称						
電 話 番 号	— — (内線)		— — (内線)			
変 更 理 由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()					
統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。		統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。			フリガナ		
	指定番号			電話番号	— — (内線)	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。			法人番号		
	指定番号			特別徴収義務者 指定番号	※市町ごとに 異なります。	

<各種届出書等の記載例>

● 退職後、未徴収税額を一括徴収する場合

市町村民税 給与支払報告 県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
令和 年 月 日提出	市町村長 宛	所在地	〒730-●●●●● 広島市中区基町〇-〇-〇		特別徴収義務者 指定番号	123456789		
	フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		宛 名 番 号	1			
	氏名又は名称	〇〇株式会社		担 連 所 属	経理係			
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	1 2 3	一人個人番号に記載に当たっては、左欄を空欄とし右欄で記載	氏 名	〇〇 〇〇		
					者 先 電 話	082-000-0000 内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ	ヒロシマ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏 名	広島 花子						
	生年月日	S △△年 〇〇 月 ●● 日						
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
	受給者番号	1						
	1月1日現在の住所	広島市中区基町〇-〇-〇						
	異動後の住所	広島市中区基町〇-〇-〇	44,000 円	11,600 円	32,400 円	4 年 1 月 9 日	1. 退職 (A) 2. 転 勤 3. 退職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額 (B)・不定期 (C) 6. 合併・解散 7. その他 (乙欄該当)	2. 1. 特別徴収継続 →下記①欄へ記入 2. 一括徴収 →下記②欄へ記入 3. 普通徴収 (本人納付) →下記③欄へ記入
① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)	特別徴収義務者	(新規) 法人番号			新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新 しい 徴 収 先 者	所 在 地	フリガナ	担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名	電 話	受 給 者 番 号	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	
	氏名又は名称						1. 必要 2. 不要	
② 一括徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。				
		9 月 9 日	32,400 円					
③ 普通徴収 (本人が納付) の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄						

● 退職後、未徴収税額を普通徴収 (本人納付) とする場合

市町村民税 給与支払報告 県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
令和 年 月 日提出	市町村長 宛	所在地	〒730-●●●●● 広島市中区基町〇-〇-〇		特別徴収義務者 指定番号	123456789		
	フリガナ	〇〇カブシキガイシャ		宛 名 番 号	1			
	氏名又は名称	〇〇株式会社		担 連 所 属	経理係			
	個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	1 2 3	一人個人番号に記載に当たっては、左欄を空欄とし右欄で記載	氏 名	〇〇 〇〇		
					者 先 電 話	082-000-0000 内線 ()		
給 与 所 得 者	フリガナ	ヒロシマ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏 名	広島 花子						
	生年月日	S △△年 〇〇 月 ●● 日						
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
	受給者番号	1						
	1月1日現在の住所	広島市中区基町〇-〇-〇						
	異動後の住所	広島市中区基町〇-〇-〇	33,000 円	11,400 円	21,600 円	4 年 1 月 9 日	1. 退職 (A) 2. 転 勤 3. 退職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額 (B)・不定期 (C) 6. 合併・解散 7. その他 (乙欄該当)	3. 1. 特別徴収継続 →下記①欄へ記入 2. 一括徴収 →下記②欄へ記入 3. 普通徴収 (本人納付) →下記③欄へ記入
① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。)	特別徴収義務者	(新規) 法人番号			新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新 しい 徴 収 先 者	所 在 地	フリガナ	担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名	電 話	受 給 者 番 号	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	
	氏名又は名称						1. 必要 2. 不要	
② 一括徴収の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。				
		月 日	円					
③ 普通徴収 (本人が納付) の場合	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄						

● 転職（転勤）等後、特別徴収を継続する場合

市町村民税 給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	
市町村民税 宛		〒730-●●●●●● 広島市中区基町○-○-○		特別徴収義務者 指 定 番 号		123456789	
令和 年 月 日 提出		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		宛 名 番 号		1	
給 与 支 払 者 （特別徴収者）		氏名又は名称 〇〇株式会社		担 連 所 属 氏 名		経理係	
		個人番号 又は法人番号		者 先 電 話		〇〇 〇〇 082-000-0000 内線 ()	
給 与 所 得 者	フリガナ	ヒロシマ ハナコ		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由 1. 退職 (A) 2. 転 勤 3. 休職・長欠 4. 死 亡 5. 支払少額 (B)・不定期 (C) 6. 合併・解散 7. そ の 他 (乙欄該当)	
	氏 名	広島 花子		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法			
	生年月日	S △△年 ○○ 月 ●● 日					
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2					
	受給者番号	1					
1月1日現在の住所	広島市中区基町○-○-○		特別徴収税額 (年税額)		特別徴収税額 (年税額)		
異動後の住所	広島市中区基町○-○-○		55,000 円		19,000 円		
				38,000 円		30 日	
① 特別徴収継続の場合 (新しい勤務先へ特別徴収の開始月と月割額を連絡してください。) 特別徴収義務者 999999999 (新規) 法人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 所 在 地 〒730-●●●●●● 広島市中区基町■-■-■ フリガナ ●●ユウゲンガイシャ 氏名又は名称 ●●有限公司 担当者 連絡先 所 属 氏 名 経理係 電 話 〇〇 〇〇 電話 082-000-0000 内線 () 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要							
② 一括徴収の場合 理由 ☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 理由 ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 徴収予定月日 月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円 左記の一括徴収した税額は、 ☐ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。							
③ 普通徴収 (本人が納付) の場合 理由 ☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 理由 ☐ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 理由 ☐ 3. 死亡による退職であるため							

※ 退職者についても、給与支払報告書は毎年1月末日の提出期限までに必ず御提出ください

● 年度途中に特別徴収へ切り替える場合

特 別 徴 収 に 係 る 給 与 所 得 者 新 規 申 出 書				※ 市町記入欄	
〇〇市町長 宛		住所又は所在地 〒 730-〇〇〇〇 広島県広島市中区基町○-○-○		特別徴収義務者 指 定 番 号 20000000 ※市町ごとにより異なります。	
令和 年 月 日 提出		氏名又は 法人の名称及び 代表者の職氏名印 株式会社 ○×商事 代表取締役 ○○ □□		法 人 番 号 2345678923456	
		連絡者の 所 属 氏 名 電話番号		所 属 氏 名 経理係 電話 082-■●■●-●●●●	
給 与 納 税 所 義 務 者	フリガナ	ヒロシマ ジロウ		左記の給与所得者（納税義務者）について、 10 月分（4年11月10日納期限分）から 特別徴収を希望します。	
	氏 名	広島 二郎			
	現 住 所	広島県広島市中区基町▲-▲-▲			
	1月1日の住所	広島県広島市中区基町◆-◆-◆		新 規 の 理 由 ① 令和 4 年 10 月 1 日に入社したため (給与支払開始日：令和 4 年 10 月 25 日) 2 その他 (具体的に) _____ _____	
	生 年 月 日	明・大・昭・平 ●● 年 △△ 月 ○○ 日			
	普通徴収通知書番号	10000000			
	年 税 額	240,000 円			
普通徴収納付済額	120,000 円 (第 2 期分まで)		特別徴収用納入書 ☒ 要 ・ 不 要		
				※ 市町記入欄	

＜県内市町で納入可能な金融機関一覧＞

個人住民税は、市町の窓口のほか、次の金融機関で納入できます。

R7年4月

	県内の金融機関													県外の金融機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	広島銀行	もみじ銀行	ゆうちょ銀行・郵便局	その他金融機関										中国銀行	山口銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	その他金融機関																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
広島市	○	○	○	1	2	5	6	7	10	11	12	16	○	○	○	○	○	A	B	D	E	F	G	I	J	K																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
																		P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
呉市	○	○	○	1	2	5	6	7	10	12	13	16	○	○					A	P																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		</

■「その他金融機関」の略号

県内		金融機関名			
信用金庫	1 広島信用金庫	2 呉信用金庫	3 しまなみ信用金庫	4 広島みどり信用金庫	
信用組合	5 広島県信用組合	6 広島市信用組合	7 信用組合広島商銀	8 両備信用組合	
	9 備後信用組合				
協同組合	10 広島県信用漁業協同組合連合会	11 広島市農業協同組合	12 ひろしま農業協同組合	13 広島ゆたか農業協同組合	
	14 尾道市農業協同組合	15 福山市農業協同組合			
その他	16 中国労働金庫				
県外		金融機関名			
銀行等	A 伊予銀行	B 愛媛銀行	C 香川銀行	D 西京銀行	
	E 山陰合同銀行	F 四国銀行	G 鳥取銀行	H トマト銀行	
	I 西日本シティ銀行	J 百十四銀行	K 福岡銀行		
信用組合	P 朝銀西信用組合	Q 笠岡信用組合			

※ 個人住民税は、上記金融機関等のほか、各市役所・町役場でも納付できます。

※ **中国地方5県以外**のゆうちょ銀行・郵便局で納入を希望される場合は、納入を希望されるゆうちょ銀行・郵便局へ「指定通知書」を提出する必要があります。

なお、「指定通知書」については、各市町にお問い合わせください。

<広島県・県内市町お問い合わせ先>

R7年4月

この取組(2020年度からの個人住民税特別徴収の全県一斉実施)に関するお問い合わせ先		
	電話番号	所在地
広島県総務局税務課市町税政グループ	082-513-2329	〒730-8511 広島市中区基町10-52

個人住民税の具体的な手続に関するお問い合わせ先(各市町 住民税担当課)						
市町名	担当課	担当係	電話番号	所在地		団体コード
広島市	市民税課	特別徴収係	082-504-2089	〒730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	341002
呉市	市民税課	個人市民税グループ	0823-25-3196	〒737-8501	呉市中央四丁目1番6号	342025
竹原市	税務課	市民税係	0846-22-7732	〒725-8666	竹原市中央五丁目6番28号	342033
三原市	市民税課	市民税係	0848-67-6031	〒723-8601	三原市港町三丁目5番1号	342041
尾道市	市民税課	市民税係	0848-38-9152	〒722-8501	尾道市久保一丁目15-1	342050
福山市	市民税課	第2担当	084-928-1021	〒720-8501	福山市東桜町3番5号	342076
府中市	税務課	市民税係	0847-44-9126	〒726-8601	府中市府川町315番地	342084
三次市	課税課	市民税係	0824-62-6122	〒728-8501	三次市十日市中二丁目8番1号	342092
庄原市	税務課	市民税係	0824-73-1146	〒727-8501	庄原市中本町一丁目10番1号	342106
大竹市	税務課	市民税係	0827-59-2128	〒739-0692	大竹市小方一丁目11番1号	342114
東広島市	市民税課	市民税第2係	082-420-0910	〒739-8601	東広島市西条栄町8番29号	342122
廿日市市	課税課	市民税係	0829-30-9113	〒738-8501	廿日市市下平良一丁目11番1号	342131
安芸高田市	税務課	市民税係	0826-42-5614	〒731-0592	安芸高田市吉田町吉田791番地	342149
江田島市	税務課	市民税係	0823-43-1636	〒737-2297	江田島市大柿町大原505番地	342157
府中町	税務課	町民税係	082-286-3143	〒735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5番1号	343021
海田町	税務課	町民税係	082-823-9204	〒736-8601	安芸郡海田町南昭和町14番17号	343048
熊野町	税務住民課	町民税グループ	082-820-5603	〒731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号	343072
坂町	税務住民課	町民税係	082-820-1503	〒731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号	343099
安芸太田町	税務住民課	税務係	0826-28-2114	〒731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784番地	343684
北広島町	税務課	所得係	0826-72-7351	〒731-1595	山県郡北広島町有田1234番地	343692
大崎上島町	税務課	税務係	0846-65-3114	〒725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625番地1	344311
世羅町	税務課	賦課係	0847-22-5300	〒722-1192	世羅郡世羅町大字西上原123番地1	344621
神石高原町	住民課	税務係	0847-89-3334	〒720-1522	神石郡神石高原町小島1701番地	345458

※ 個人市町民税および個人県民税を「個人住民税」と記載しています。

<「個人住民税の特別徴収」に関するQ & A>

広島県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/15/tokubetuchoshuu.html>